

## 議場を自習スペースとして開放します

嵐山町議会では、町民に親しまれる開かれた議会を目指し、議会をより身近に感じてもらうため、夏季休業期間中の学生等に対し、議場を自主学習スペースとして開放します。

### 実施期間等

令和 8 年 8 月 3 日（月曜日）～ 8 月 7 日（金曜日）

午前 9 時～午後 4 時 30 分

※ただし、議場の利用予定がない日、時間帯に限ります。利用可能日は、嵐山町ホームページでご確認ください。

**場所** 嵐山町役場 2 階 議場

**対象** 町内在住の中学生以上の生徒、学生

**定員** 20 人（議員席 11 席、執行者席 9 席）※先着順 予約は受け付けません

**利用方法** 議場入室前に役場庁舎 2 階 議会事務局で受付をしてください。

### お願い

皆さんが快適に学習できるよう、以下のことにご協力をお願いします。

1. 熱っぽさや倦怠感等の身体症状があるときは利用をご遠慮ください。
2. 他の利用者に迷惑にならないよう、静かに利用してください。
3. パソコン等機器の持ち込みは可能ですが、電源・Wi-Fi は使えません。
4. 飲食は禁止です。ただし水分補給のための湯茶にかぎり水筒やペットボトルは可とします。
5. 貴重品の管理は各自で行ってください。（自己責任）
6. 長時間（30 分以上）議場から退出するときは、事務局に声をかけてから退出してください。もしも荷物を置いていった場合は、忘れ物・落とし物扱いとし、中身を確認させていただくことがあります。
7. 自習スペース以外の場所や部屋へは入室しないでください。
8. 議場内の機器（マイク、PC 機器など）には触れないでください。故意又は重大な過失により施設、附属設備、器具等を滅失、き損、汚損したときは、その損害を賠償していただきます。
9. お帰りの際は、使用した机の上の消しゴムかすをきれいにし、事務局入口のゴミ箱に捨ててください。そのほかのゴミなどはお持ち帰りください。
10. 使用後、アンケートにご協力ください。
11. 議会事務局職員が不在の場合があります。不在時は、地域支援課職員までお声がけください。ご了承ください。
12. このほか、議会事務局の職員からお願いがあったときは、ご協力願います。